

令和3年6月市議会定例会
副市長承認議案説明

承認議案につきまして、御説明申し上げます。

本日提出いたしました承認議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりまして議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、承認第3号 令和2年度長野市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

この補正予算は、3月31日に専決処分をいたしましたもので、歳入歳出それぞれ7,290万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,277億2,901万5千円としたものでございます。

以下、その内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出につきましては、基金運用収入や財産売却収入の確定等に伴い、公共施設等総合管理基金外10基金への積立金2億2,645万2千円、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による駐車場使用料の減収に伴う駐車場事業特別会計への繰出金576万3千円を増額したものでございます。

併せまして、国の予算が令和2年度から令和3年度に繰越しとなったことに伴い、放課後子ども総合プランICT化推進事業外3事業に要する経費を、令和3年度4月専決補正予算にて令和3年度に付け替えるため、3億512万円を減額したものでございます。

次に、歳入につきましては、令和元年東日本台風災害に伴う減免により、市税を2,430万円減額し、同額の歳入欠かん債の発行に伴い市債を増額したものでございます。

また、国庫支出金のうち、地方創生臨時交付金につきましては、先ほど申し上げました歳出の減額補正の財源分 1 億 1,407 万円を減額する一方、その交付限度額まで最大限活用するため 8 億 6,870 万 1 千円を増額し、G I G A スクール構想タブレット端末整備事業ほか既存 9 事業に充当し、差引き 7 億 5,463 万 1 千円を増額したものでございます。

そのほか、それぞれ増減している歳出事業の財源として地方譲与税、負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び市債を増額又は減額したものでございます。

第 2 表の繰越明許費補正につきましては、保育所等感染拡大防止対策事業外 9 事業を追加したほか、防災行政無線デジタル化事業外 9 事業を増額し、放課後子ども総合プラン I C T 化推進事業外 48 事業を減額したものでございます。

第 3 表の債務負担行為補正につきましては、長沼保育園仮設園舎設置に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの事業費 1,758 万 8 千円の債務負担行為を追加設定したものでございます。

第 4 表の地方債補正につきましては、歳入欠かん債の借入限度額を追加設定し、水道事業出資金の借入限度額を変更したものでございます。

次に、承認第 4 号 令和 2 年度長野市国民健康保険特別会計補正予算は、事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ 2,289 万 5 千円を増額したものでございます。

これは、基金運用収入の確定により、国民健康保険支払準備基金への積立金を増額し、併せてへき地診療所運営費に係る県負担金の交付額確定に伴い、直診勘定への繰出金を増額したものでございます。

次に、直診勘定におきまして、事業勘定からの繰入金 2,162 万 8 千円の増額に伴い、一般会計からの繰入金を同額、減額したものでございます。

次に、承認第 5 号 令和 2 年度長野市駐車場事業特別会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による駐車場使用料の減収に伴い、使用料及び手数料を 576 万 3 千円減額し、一般会計からの繰入金を同額、増額したものでございます。

次に、承認第 6 号 令和 2 年度長野市介護保険特別会計補正予算は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ 176 万 3 千円を増額したものでございます。

これは、基金運用収入の確定により、介護給付費準備基金への積立金を増額したものでございます。

次に、承認第 7 号 長野市市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、長野市市税条例等におきましても、同日から施行すべき部分につきまして改正を行い、専決処分いたしましたものでございます。

主なものとして、市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきまして、適用期限を令和 17 年度までとしたもの、宅地等及び農地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、適用期間を令和 5 年度まで 3 年間延長したもの、並びに営業用乗用車及び貨物車に係る軽自動車税種別割の初年度の税率を軽減するグリーン化特例につきまして、2 年間延長したものでございます。

次に、承認第 8 号 令和 3 年度長野市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

この補正予算は、4 月 9 日に専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ 11 億 4,775 万 2 千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,564 億 2,775 万 2 千円としたものでございます。

以下、その内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業といたしまして、高齢者施設従業員等を対象に、自主的に行うPCR検査費用等に対する補助金3,210万円、低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費2億1,970万円、かかりつけ医等が行うワクチンの個別接種に対する支援及び集団接種の実施に要する経費4億2,933万2千円、県が営業時間短縮要請等を発出した市内の対象エリア外の飲食店が営業時間短縮等を行った場合に支給する支援金1億6,150万円を増額したものでございます。

併せまして、国の予算が令和2年度から令和3年度に繰越しとなったことに伴い、放課後子ども総合プランICT化推進事業外3事業に要する経費を令和2年度から付け替え、3億512万円を増額したものでございます。

これらの財源といたしまして、国庫支出金9億2,733万7千円、県支出金2,681万5千円、財政調整基金からの繰入金1億9,360万円をもって充当したものでございます。

以上、承認議案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。